

## 板橋区高齢者虐待専門相談室設置要綱(案)

(平成17年3月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待専門相談室(以下「虐待相談室」という。)の設置に関して必要な事項を定めることにより、高齢者虐待の早期発見及び問題の解決に向けた迅速かつ適切な支援を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 虐待相談室は、健康生きがい部高齢政策課内に置く。

(事業)

第3条 虐待相談室が行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の虐待相談に関すること。
- (2) 高齢者虐待に係わる関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(休業日)

第4条 虐待相談室の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(受付時間)

第5条 虐待相談室の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(受付方法)

第6条 虐待相談室の受付方法は、次の通りとする。

- (1) 電話
- (2) 来所者に対する面接
- (3) 文書
- (4) 訪問
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた方法

(専門相談員)

第7条 虐待相談室に、1名以上の専門相談員を置く。

2 専門相談員は、次の各号に掲げる高齢政策課職員とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 保健師
- (2) 福祉職

(委任)

第8条 この要綱の施行に関して必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。